

令和2年7月27日招集

第7回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和2年第7回狭山市農業委員会総会

令和2年7月27日(月曜日) 開催場所 堀兼農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	

(本日の欠席推進委員 1名)

松村享子

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主任 橋本邦彦
---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより第7回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 農業振興地域整備計画変更申出書
- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料4 農林業センサスにおける対象者の推薦について
- ・資料5 農地法第3、4、5条の規定による届出状況について
- ・資料6 追跡調査結果
- ・冊子「のうねん」

となります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第7回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 (会長の挨拶)

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議長 只今から、第7回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、13番 田口委員と14番 小口委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「狭山市農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1（狭山市農業振興地域整備計画変更の説明）3件

議 長 説明が終わりました。
資料1の1につきまして、堀兼地区の委員、推進委員周辺農地に対する影響等は特にありませんか。

渡邊委員 あまり管理されていない土地だったので、残った農地部分の管理が適正に行われるようご指導いただきたいです。

議 長 質疑を受け付けます。他の地区についてはご意見ございますか。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手多数です。よって、本件を『承認』します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。ご苦労様でした。

次に議案第2号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。

農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていただければ、その内容等を報告してください。

はじめに、入間川地区粕谷推進委員、お願いします。

粕谷委員 皆さん、しばらくでございました。コロナの関係でしばらく休ませていただきました。推進委員のほうですが、この雨で畑に入れず、外の仕事は何もできない状況です。今朝草刈り等何件かやったところです。

議 長 次に入曾地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 入曾地区の7月に関しましては、雨でなかなか活動できていませんが、全筆調査を車で見える範囲でやっています。手が付けられていない畑もあります。詳しくは周りながら確認したいと思います。また、別件ですが、雨ということで虫の被害があり、ヤスデの大発生の被害が耳に入っています。例年とは異なる感じですか。もう1件、入曾地区において、役所から人・農地プランのヒアリングがあったと話を聞いています。入曾地区も後継者不足で耕作放棄地も増えています。これから必ず増えると思うので、そこで、農協・行政・農業委員会が一体となって、どうするかビジョンを考えていかないといけないと思いました。

議 長 続いて堀兼地区渡邊推進委員に報告願います。

渡邊委員 8月で切れる利用権設定の継続の1件しました。晴れた日がないので、車から草地の確認をしました。3年前から草で悩んでいた畑が、ようやく除草剤が撒かれました。前回農振除外申請が出されていたお宅ですが、申請地もその他の畑もきれいになっていました。継続して適正管理通知を出していただければと思います。

議 長 続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。堀兼地区の里芋の疫病の状況もお願いします。

山下委員 堀向、赤坂地域を見て回りましたが、草が生えていると思います。利用権の設定で1件、お宅回りをしました。里芋の疫病ですが、上赤坂、堀向とも、ほかの地区と比べると若干多い状況です。元気村付近で里芋の疫病が結構な面積で発生したということで、その畑はうなってしまったと聞きました。6月下旬から7月にかけて、上赤坂地区で、ダイナモとアミスターの2種類を使って消毒をしています。この長雨が続くと広がってしまうのかなといった状況です。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。
小澤委員 草畑について気になりますが、後継者がいれば手が回りますが、年老いて除草剤の噴霧も困難な農家があり、草の勢いに負けてしまいます。疫病については、JAいるま野も危機感を持って対応していると思いますが、薬を撒ける労働力がない家は皆さんに迷惑をかけてしまうと思うので、地域ぐるみで疫病対策を取っていかないと、里芋は宮崎の二の舞になるような気がします。

議長 続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。
平本委員 見回りをしましたが、長雨で農地の管理が難しいです。

議長 次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。
小谷野委員 柏原は、田んぼと畑で一町くらいの面積をお持ちの方について、管理ができないと話をいただきまして、ねぎ農家の方に話をしまして、無償贈与で話がまとまりました。農協が間に入って手続きを進めていただけることになりました。9月には農業委員会に提出するというので話を聞いています。畑は、皆さんと同じように長雨で入れないので、いつもきれいな畑もかなり草になっています。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。
(質疑なし)
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

つぎに議案第2号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 今月は3件ございます。1件目は渡し人は笹井、受け人が祇園の地域をまたぐ案件ですが、松村推進委員が仲立ちをしてくださいました。2件目は、堀兼地区の案件です。3件目は入間川地区と奥富地区居住の方の案件です。3件いずれも使用貸借権となり、無償での貸し借りとなります。

議長 利用権設定についての採決について、質疑はございますか。
(質疑なし)
無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字宮原2249番の9、地目は畑、地積は合計300㎡です。

久保田委員

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある はい
 - ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
 - ・ インフラの整備が進んでいる はい
- 上水道 あり

- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、川越市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読1)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。本件につきましては、譲渡人と同一の譲受人が名を連ねている珍しい議案でございます。事務局から説明願います。

事務局

今の会長からの指摘でございますが、渡し人が相続で農地を受けました。受け人については、息子さんとご本人です。本人だったら5条と4条になるかという話ですが、5条でまとめた形です。なおかつ本件の建物の登記を共有で行いたいという希望があり、地目変更で許可証を添付しますが、許可証に載らない人は共有の手続きがとれません。使用貸借権ですから、手続する人はほぼいませんが、手続き上やる時には、両方でなければなりません。また、開発と農転とは同時許可が原則ですので、開発の申請人も同様です。同一でないと許可が下りません。

久保田委員

メリットはなんですか。

事務局

メリットというより、共有名義で家を作りたいというのが前提になっているので、農転の申請人は2人が事業計画者となります。開発で家を作る時も同様です。同一でないと県の許可が下りないので、今回はこういう形をとらざるを得ません。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

議 長 賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 該当親子間には、生前一括贈与がされており、相続税の納税猶予をすでに受けています。親が贈与者ですが、お亡くなりになったということで、法的には贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予に切り替えるための適格証明ということになります。現場を確認しても適切に耕作しております。

宮岡委員 贈与をされて贈与税を払ってればこの手続きは必要ないですが、そこで納税猶予を受けていたので、今回相続税の納税猶予に切り替える手続きが生じました。生前贈与はいつはじまったのですか。

事務局 平成2年9月20日です。

事務局 相続税であれば8年前に切れているはずですが、贈与税は終身ですから20年という期限がありません。仮に20年の旧法が有効ならば、贈与税から相続税に切り替えて20年後には相続税も切れてよかったと思うと思うのです。現行法では贈与税・相続税ともに終身になっているので、この案件においては、どちらにせよ終身です。贈与税の納税猶予というのは生前一括贈与ですから市街化も調整も全部渡さなくちゃいけないわけです。そういう中で平成2年9月だと生産緑地の話が出てきた。生産緑地に指定しておかなければ相続税の納税猶予も受けることができないという話になります。

生産緑地に入っていないけれども、今まで贈与税で猶予されていたのだから、ここで相続税を払わないでいいと思う人もいると思いますが、制度上はできません。市街化区域は生産緑地に入れておけば納税猶予の対象地になった、という話です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員(多数)です。よって、本件を承認します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。はじめに、農林業センサスにおける対象者の推薦について事務局の説明を求めます。

事務局 資料4(農業センサスについての説明)

議 長 青柳地区で引き受けていただけそうな方を当たっていただき結果を事務局に報

議 長 告してください。
次に農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料5（届出について）
農地法第3条届出は5件、全て相続によるもの。
農地法第4条届出は4件、田195㎡、畑676㎡です。
農地法第5条届出は3件、全て畑2,677㎡です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

（質疑なし）

質疑は無いようですので、その他について、事務局からは何かありますか。

事務局 資料6（追跡調査結果報告について）
建築中や未着工のものについては、随時確認をお願いします。
全筆調査については、今年も7、8月中を目途にお願いしたい。前年意向調査したところの現況も確認してほしい。ひどい箇所は、地番が分かるように写真を撮ってきてほしい。

議 長 何か質問等ありますか。

（質疑なし）

特には無い様です。

委員の皆様からは、何かありますか。

（質疑なし）

無い様ですので、これにて第7回狭山市農業委員会総会を終了します。

お疲れ様でした。